

# 愛媛県報

# 発 行 **愛 媛 県**

印 刷 岡田印刷株式会社

# 平成15年11月21日金曜日 第1511号

	<	→ 目	次	$\Diamond$	
		告	示		
介護	幾関(居宅介護	事業者)の打	旨定		1185
指定允	个護機関 ( 居宅	介護事業者	の変更 (	(3件)	1185
指定允	个護機関 ( 居宅	介護支援事業	(者)の変	፻更	1186
指定允	个護機関 ( 居宅	介護事業者	の廃止の	)届出	1186
保安村	林予定森林				1186
町営:	上地改良事業の	施行の関係	<b></b>	〔(3件).	1188
漁業の	の許可又は起業	の認可の申記	青期間		1188
公有	水面埋立免許の	出願			1188
港湾加	施設の概要				1190
道路(	の区域変更(県	道石鎚伊予久	松停車場	楊線)	1190
道路(	の供用開始 (	"		)	1191
道路(	の区域変更(県	道日向谷高野	予子線)		1191

道路の供用開始 (	"	)	1191
公聴会の開催			1191
開発行為に関する工事	≨の完了		1192
道路の位置の指定(2	2件)		1192
愛媛県証紙売りさばき	・人の指定願の	の記載事項の変更	1192
	公	告	
特定非営利活動法人の	)設立の認証の	の申請の公告(3件)	1193
	公安委員会	<b>注規則</b>	
愛媛県警察の交番等の	)名称、位置》	及び所管区に関する規則	ljの
一部を改正する規則			1193
	公安委員会	会訓令	
愛媛県公安委員会事務	8専決規程の-	−部を改正する訓令	1194

告 示

# ○愛媛県告示第2142号

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者) の 称	主 たる事務所の所 在 地	居 宅 介 護 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所 所 在 地	指定年月日	
医療法人辻井循環器科内科	温泉郡重信町田窪2030番地	通所介護はあと	温泉郡重信町田窪2030番地	平成15年10月10日	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10 番 1 号	株式会社コムスン今治天保 山ケアセンター	今治市天保山町三丁目 1 番 3 今治ポートビル	平成15年 9 月17日	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10 番1号	株式会社コムスンいよ西条 ケアセンター	西条市飯岡3759番地 1 リショービル	平成15年 9 月19日	
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18 - 9	デイサービスセンタークリ ーンテック	伊予三島市中之庄町621 - 1	平成15年10月 1 日	

# ○愛媛県告示第2143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅	主たる事務所	居宅介護	事 業 を 行	う 事 業 所	
介護事業者)の		名称	所 在	E 地	変 更 年 月 日
名 称	の 所 在 地		旧	新	
社会福祉法人双海夕なぎ会	伊予郡双海町大字上灘 甲5269 - 1	指定訪問入浴介護事業 所双海夕なぎ荘	伊予郡双海町大字上灘 甲5269 - 1	伊予郡双海町大字串甲 3670 - 16	平成15年 4 月 1 日

## ○愛媛県告示第2144号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主 た る 事 務	所の所在地	居宅介護事業を行う事業所	変 更 年 月 日
介護事業者)の名	旧	新	名 称 所 在 地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	東京都港区六本木六丁 目10番 1 号	株式会社コムスン宇 宇和島市佐伯町 2 和島ケアセンター 3 - 21	- 平成15年8月20日

## ○愛媛県告示第2145号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅	主たる事務所	居宅介	護事業	を 行 う	事業所	
介護事業者)の		名	称	所 在	E 地	変 更 年 月 日
名 称	の 所 在 地	旧	新	旧	新	
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町20 25番地 3	株式会社トーカ イ福祉用具貸与 今治出張所	株式会社トーカ イ今治出張所	今治市桜井二丁 目甲1582 - 1	今治市東村南二 丁目 2 - 13	平成15年 7 月28日

## ○愛媛県告示第2146号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務	所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称 所 在 地	- 変 更 年 月 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	東京都港区六本木六丁 目10番1号	株式会社コムスン宇 宇和島市佐伯町 2 - 和島ケアセンター 3 - 21	平成15年 8 月20日

## ○愛媛県告示第2147号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介言	護事業を行う事業所	- 廃止年月日
介護事業者)の   名	所 在 地	名 称	所 在 地	一廃止年月日
越智敏夫	越智郡上浦町井口5836 - 1	越智歯科医院	越智郡上浦町井口5836 - 1	平成15年4月1日

# ○愛媛県告示第2148号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年 法律第 249 号)第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市大生院字横井東2080、字戸屋鼻2081、2084の3、2085の2、2088の2、2091、2098、2110の1、2110の2、2112、字貴船の下2089、2090、字貴船谷2100、字別レヌ2101、字東谷ノ西2103、字東谷ノ東2104、字小家成キシノ尾崎上2105の2、2105の3、字戸屋鼻別レヌ211

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字戸屋鼻2081、2084の3、2085の2、2088の2、 2091、字貴船の下2089、2090、字貴船谷2100、字別 レヌ2101
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字中畝甲14から甲19まで、甲20の1、甲21、甲22の2、字薥龍瀧甲22の1、千町字中畝6号142、6号143、6号144の1、6号144の2、6号145、6号148、6号149の2、6号149の3、6号150の1から6号150の3まで、6号153、6号154

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

# ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 千町字中畝6号142、6号143、6号144の1、 6号144の2、6号148、6号149の2、6号149 の3、6号150の1から6号150の3まで
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字西谷辛21、辛22の1、辛78の1、字小 畝辛75の1、辛76の2、辛77、字尾畝辛70の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字小畝辛77
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 西条市荒川字大町畑乙94の2、乙95の1、字下分2号
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字大町畑乙94の2・乙95の1・字下分2号266( 以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
  - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 西宇和郡三瓶町大字津布理字中滝2473、2651、2659、 2661、字ワラヒ川2477の1、2477の2
  - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字和泉字ヨコタ甲 161 の 2 、甲 162 の 1 、甲 163 、甲 164 、甲 165 の 1 、甲 167 、甲 169 、 乙 614 、乙 621 の 1 、乙 621 の 2 、乙 623 の 1 、乙 625 、乙 629 、乙 630 、乙 632 、乙 633 、乙 635 、乙 636 、 乙 640 の 1 、乙 640 の 2 、乙 640 の 6 から乙 640 の 9 まで、乙 641

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ヨコタ甲 162 の 1・甲 165 の 1・甲 167 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、甲 161 の 2、甲 164、乙 640 の 2
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及 び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び三瓶町役場に備 え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第2149号

小田町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・桑原地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・桑原地区)計画書の写し
  - (2) 小田町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成15年11月25日から12月22日まで

3 縦覧場所 小田町役場

# ○愛媛県告示第2150号

松前町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・永田地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・永田地区)計画書の写し
- (2) 松前町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成15年11月25日から12月22日まで

3 縦覧場所 松前町役場

## ○愛媛県告示第2151号

保内町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・琴平地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい)
  - 排水)・琴平地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成15年11月25日から12月22日まで

3 縦覧場所

保内町役場

### ○愛媛県告示第2152号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成15年11月21日から12月4日まで

## ○愛媛県告示第2153号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び弓削町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年11月21日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

ア位置

(ア) 1 工区

越智郡弓削町下弓削 119 番から同 121 番 1 を経て同 121 番 2 に至る間の地先公有水面

(イ) 2 工区

越智郡弓削町明神 652 番から同町下弓削1030番 2 に至る間の地先公有水面

(ウ) 3 工区

越智郡弓削町明神60番から同73番を経て同62番に 至る間の地先公有水面

## イ 区域

(ア) 1 工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線、8点と9点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における公有水面と岳ノ下防波堤と

の境界線並びに9点と1点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防 波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30 秒、東経 133 度12分05秒の地点

1点は、基点から真北66度24分26秒185 39メート ルの地点

2 点は、1 点から真北 205 度30分16秒6 .69メート ルの地点

3 点は、2 点から真北 295 度38分52秒 70 .09 メートルの地点

4点は、3点から真北205度38分52秒1.11メート ルの地点

5 点は、4 点から真北 295 度38分52秒4 20メート ルの地点

6 点は、5 点から真北25度38分52秒1 .11メートル の地点

7点は、6点から真北 295 度38分52秒 27 92 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 287 度31分45秒3 92メート ルの地点

9点は、8点から真北31度12分46秒 10 88 メート ルの地点

## (イ) 2 工区

次の10点から20点までを順次直線で結んだ線並びに20点と10点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防 波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30 秒、東経 133 度12分05秒の地点

10点は、基点から真北 335 度32分12秒262 .44メートルの地点

11点は、10点から真北 315 度34分24秒9 .66メートルの地点

12点は、11点から真北 317 度43分18秒9 .66メート ルの地点

13点は、12点から真北 319 度52分13秒9 .66メート ルの地点

14点は、13点から真北 322 度01分07秒9 .66メート ルの地点

15点は、14点から真北 324 度10分02秒9 .66メート ルの地点

16点は、15点から真北 326 度18分56秒9 .66メート ルの地点

17点は、16点から真北 328 度27分51秒9 .66メート ルの地点

18点は、17点から真北 330 度36分45秒9 .66メート ルの地点

19点は、18点から真北 331 度41分12秒 51 95 メートルの地点

20点は、19点から真北 330 度59分59秒 12 .00 メー

トルの地点

#### (ウ) 3 工区

次の21点から35点までを順次直線で結んだ線並びに35点と21点を結ぶ平成14年秋分の満潮位(T.P.+1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防 波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30 秋、東経 133 度12分05秒の地点

21点は、基点から真北 348 度23分29秒593 83メートルの地点

22点は、21点から真北24度25分54秒5 .09メートル の地点

23点は、22点から真北21度03分29秒6 .04メートル の地点

24点は、23点から真北17度31分51秒5 .04メートル の地点

25点は、24点から真北14度08分04秒5 99メートル の地点

26点は、25点から真北11度09分34秒7 .08メートル の地点

27点は、26点から真北 8 度44分23秒 12 .66 メート ルの地点

28点は、27点から真北7度20分53秒 19.71 メートルの地点

29点は、28点から真北 277 度20分53秒1 .03メートルの地点

30点は、29点から真北7度20分53秒050メートルの地点

31点は、30点から真北97度20分53秒0 40メートル の地点

32点は、31点から真北7度20分53秒2.00メートル の地点

33点は、32点から真北 277 度20分53秒0 40メートルの地点

34点は、33点から真北7度20分53秒1 35メートル の地点

35点は、34点から真北82度28分48秒1 .42メートル の地点

## ウ面積

1 工区 1,506.19平方メートル

2 工区 839 42平方メートル

3 工区 519 39平方メートル

合 計 2,865,00平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア位置

### (7) 1 T 🗵

越智郡弓削町下弓削 118 番 1 から同 121 番 2 に至る間の地先公有水面及び陸域

### (化) 2 丁区

越智郡弓削町明神 652 番から同町下弓削1030番 2 に至る間の地先公有水面及び陸域

(ウ) 3 工区

越智郡弓削町明神58番から同 653 番に至る間の地 先公有水面及び陸域

## イ 区域

## (ア) 1 工区

次のA点からK点までを順次直線で結んだ線並びにK点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域基点(越智郡弓削町下弓削119番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

A点は、基点から真北72度31分39秒207 21メート ルの地点

B点は、A点から真北 205 度30分16秒 52 26 メートルの地点

C点は、B点から真北 295 度30分16秒152 51メートルの地点

D点は、C点から真北31度12分46秒 58 .72 メートルの地点

E点は、D点から真北 130 度59分14秒 12 .03 メートルの地点

F点は、E点から真北 106 度26分58秒 68 92 メートルの地点

G点は、F点から真北 113 度34分12秒6 42メート ルの地点

H点は、G点から真北 134 度47分01秒6 .16メート ルの地点

I 点は、H点から真北 165 度26分29秒6 55メート ルの地点

J点は、I点から真北 177 度21分12秒7 .11メート ルの地点

K点は、J点から真北 138 度57分51秒3 48メート ルの地点

## (イ) 2 工区

次の L 点から R 点までを順次直線で結んだ線並びに R 点と L 点を直線で結んだ線により囲まれた区域基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

L点は、基点から真北 336 度01分27秒263 24メートルの地点

M点は、L点から真北 225 度59分18秒 58 40 メートルの地点

N点は、M点から真北 331 度41分12秒185 97メートルの地点

O点は、N点から真北61度41分12秒 43 80 メート ルの地点

P点は、O点から真北 158 度37分19秒 17 .02 メートルの地点

Q点は、P点から真北 144 度56分38秒138 .00メートルの地点

R点は、Q点から真北 140 度04分03秒7 59メート ルの地点

## (ウ) 3 工区

次のS点からX点までを順次直線で結んだ線並びにX点とS点を直線で結んだ線により囲まれた区域基点(越智郡弓削町下弓削119番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鋲)は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

S点は、基点から真北 346 度20分43秒643 32メートルの地点

T点は、S点から真北0度00分00秒4589メートルの地点

U点は、T点から真北90度00分00秒 45 56 メート ルの地点

V点は、U点から真北 172 度12分23秒 71 59 メートルの地点

W点は、V点から真北 195 度12分31秒 43 38 メートルの地点

X点は、W点から真北 270 度15分45秒 21 43 メートルの地点

#### ウ 面積

1 工区 8,661 49平方メートル 2 工区 8,943 .74平方メートル 3 工区 4,898 .14平方メートル 合 計 22,503 37平方メートル

# 3 埋立地の用途

道路用地 約 1,760平方メートル 護岸用地 約 1,080平方メートル 水路用地 約 20平方メートル

# 4 出願年月日

平成15年11月14日

# ○愛媛県告示第2154号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する 同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を 次のとおり公示する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Ŧ	重	類	Ę	位	置		数量及び能力
荷;	さ li	<b>ざき</b>	地	松山市大可 5番 4 地先	賀三丁目52	面積	4 ,920 .15平方メートル
臨	港	道	路	同	上	. –	47 0メートル 0 0~10 0メートル 無舗装

## ○愛媛県告示第2155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県道	<b>工业/开</b> 3	ᇫᄼᅡᆉᄊᄼ	亭車場線	周桑郡小松町大字石鎚字黒	河1番3から	旧	メート 4	〜ル 0~1		キロメー 0.125			
<b>朱</b>	11999	J//J \የΔ'I	宁平场脉	同字4番2まで		新	5 .	2 ~ 2	0. 8.	0 .125	5		

## ○愛媛県告示第2156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	į	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	į	石鎚伊奇	予小松何	亭車場線	周桑郡小松 同字4番2		追字黒河 1 <sup>:</sup>	番3から				平成15年11月21日

# ○愛媛県告示第2157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷 幅	地	の員	延	長	備	考
ı	法	口白	公古昭	乙伯	東宇和郡城川町大字高野子290	番 2 から	旧	メー I 21	-ル 0∼3	0 5	大口 キ 0.0			
県 道 日向谷高野子線 		同大字1139番 2 まで			10	0 ~ 2	2 0	0.0	)48					
	<b>,</b>		"		東宇和郡城川町大字高野子114	11番 2 から	旧	27	0 ~ 4	5 D	0.0	)27		
	"		"		同大字4261番 6 まで		新	11	0 ~ 4	1 .0	0. 0	)27		

## ○愛媛県告示第2158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類		路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	日向	]谷高野	子線	東宇和郡城 同大字4266		野子290番 2	2から				平成15年11月24日

# ○愛媛県告示第2159号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 日時 平成15年12月5日(金)午後2時から

- 2 場所 松山市北持田町 132 番地 松山地方局 6 階第 1 会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
- (1) 案件

松山広域都市計画区域の区域区分の変更案について

- (2) 案件の概要別記のとおり
- 4 公述の申出等

# (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市 計画区域内市町村の住民及び利害関係者に限る。)は、 意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面 を知事に提出すること。

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、開 催を中止する。

(2) 申出の期限

平成15年12月1日(月)まで

平成15年11月21日

(3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課

(電話 089 912 2738)

## 別記

松山広域都市計画区域は昭和46年12月20日に、松山市、伊 予市、北条市、重信町、川内町、松前町及び砥部町の3市4 町を広域都市計画区域として指定し、この区域を市街化区域 と市街化調整区域に区分する都市計画(一般に線引きといわ れています。) も昭和46年12月20日に併せて決定し、昭和55 年4月30日に第1回の見直し、昭和63年5月17日に第2回の 見直し、平成12年3月21日に第3回の見直しを行い、現在に 至っている。

今回の見直しは、平成17年を目標年次として定めたもので あり、基礎調査に基づき、次のとおり見直しの県素案を作成 した。

(1) 都市計画法第21条第1項の規定に基づき、次の各区域 内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。 松山市 東垣生町の一部

# ○愛媛県告示第2160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15松局伊土検(開)第30号 平成15年11月7日	伊予郡松前町大字南黒田字下屋敷629番	伊予市下吾川949番地の 1 山田建工株式会社 代表取締役 山 田 保 美

## ○愛媛県告示第2161号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号 の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予三島市下柏町字高畔 994 番 9

2 申請人の住所氏名

川之江市上分町 550 番地 1

毛利不動産有限会社

代表取締役 毛利 拳夫

3 図面省略

## ○愛媛県告示第2162号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号 の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予三島市下柏町字花田33番及び34番1並びに下柏町字 松ノ上36番3

2 申請人の住所氏名 宇摩郡土居町大字北野81番地 4 有限会社加地不動産 代表取締役 加地 義和

3 図面省略

## ○愛媛県告示第2163号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県 規則第42号)第5条第6項の規定により告示する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定		売	IJ	<b>≥</b>	ば	ŧ	人		变	更	事	項	変更許可
番号	住		所	Í		氏名又	は名	称	新	新		旧	年月日
松第	松山市千舟	町8丁	目128	8番地	えひめ	り中央農	業協同組	11合	売りさばき所		売りさばき	所	平成15年
26号	1								北条市辻410番地	ļ	北条市北条	734番地 2	11月10日
									えひめ中央農業は	岛同組合北条中央	えひめ中央	農業協同組合北条中央	
									支所		支所		

# 公 告

## 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年11月10日	NPO法人 ほっとねっと	屋宮康紀	松山市道後湯月町3番3号	この法人は、障害のある人の社会参加の促進に関する実践活動を進めることで、広く市民の障害のある人への理解を推進し、障害のある人の福祉を向上、発展させることを目的とする。

## 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代	表者	の氏	名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年11月10日	特定非営利活動法人 NPO国際協力活動協会	池	田	貴	彦	東宇和郡明浜町大字俵津 3 番耕地367番地第 1	この法人は、諸外国の経済発展と産業振興の担い手となる青壮年外国人研修生、技能実習生及び就労者の受け入れと送り出し、産業上の技術・技能・知識の育成事業を行うとともに、適正な人選規定と職場や地域での諸問題の解決及び指導を行い、地域住民との文化交流を図り、地域の活性化や国際協力の活動に寄与することを目的とする。

# ○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年11月12日	特定非営利活動法人水域生態系保全協会	大 森 浩 二	松山市紅葉町 3 番47号	この法人は、不特定か一般の協力による地域水域環境に関する情報発信や啓発活動、環境調査・地域の環境と言うすることでは、データの場合、データのよる発明の実用化る。 では、大学の学生、教育を持ちることでは、データの場合、大学の学生、大学の学生の大学の変更が発育の地域の環境とでは、大学のでは、データの場合、データの場合、データの場合の実用化る。

# 公安委員会規則

## ○愛媛県公安委員会規則第16号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則 の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年11月21日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成 **愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する** 規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則 (昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1の(4)の表三瓶駐在所の項及び二木生駐在所の項を 次のように改める。

三瓶駐在所	西宇和郡三瓶町	西宇和郡三瓶町のうち大字津布理	<u> </u>
		安土、有網代、朝立、和泉、鴫山	Ц.
		垣生、二及、長早、周木	

### 附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

# 公安委員会訓令

## ○愛媛県公安委員会訓令第5号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年11月21日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

## 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表2の1の(3)の表に次のように加える。

- インターネット 1 第10条の規定によるインターネッ 異性紹介事業を ト異性紹介事業者に対する是正命令
- 利用して児童を 2 第11条の規定によるインターネッ 誘引する行為の ト異性紹介事業者に対する報告徴収

# 附 則

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。